

1 計画策定の検討体制・経緯

1) 検討体制

① 文京区地域福祉推進協議会設置要綱

制 定 平成8年7月11日8文福福発第504号
最終改正 平成28年3月11日27文福福第1757号

(設置)

第1条 文京区における地域福祉の効果的な推進を図るため、文京区地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について総合的な協議を行い、その結果を文京区地域福祉推進本部設置要綱(6文福福第1188号。以下「本部設置要綱」という。)に基づき設置する文京区地域福祉推進本部に報告する。

- (1) 文京区地域福祉保健計画(以下「地域福祉保健計画」という。)に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員は、地域福祉について識見を有する者のうちから、本部設置要綱第3条に規定する本部長(以下「本部長」という。)が委嘱する委員34人以内をもって構成する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 区内関係団体等の構成員 20人以内
- (3) 公募区民 9人以内

3 前項第3号に規定する委員は、別に定める文京区地域福祉推進協議会公募委員募集要領(12文福福発第204号)により募集する。

(任期)

第4条 委嘱された委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者のうちから、互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、主宰する。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(分野別検討部会)

第8条 地域福祉保健計画の策定又は改定の検討を行うため、協議会の下に分野別検討部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。
 - (1) 子ども部会
 - (2) 高齢者・介護保険部会
 - (3) 障害者部会
 - (4) 保健部会
- 3 部会は、地域福祉保健計画の策定又は改定に際し、当該計画について協議会から指定された事項を分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。
- 4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 5 部会長は、第3条第2項第1号の学識経験者のうちから、本部長が指名する。
- 6 部会員は、協議会委員のうちから、部会長が指名する。
- 7 前項に規定する者のほか、本部長は、地域福祉に係る分野の関係者等のうちから10人以上の者を部会員として委嘱することができる。ただし、本部長が特に必要と認めるときは、10人を超えて委嘱することができる。
- 8 前3項の規定にかかわらず、第2項第2号に規定する高齢者・介護保険部会の部会長及び部会員は、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱(17文介第1114号)に基づき設置された文京区地域包括ケア推進委員会の委員のうちから、本部長が委嘱する。
- 9 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第4号に規定する保健部会の部会長及び部会員は、文京区地域保健推進協議会条例(昭和50年3月文京区条例第15号)に基づき設置された文京区地域保健推進協議会の委員のうちから、本部長が委嘱し、又は任命する。
- 10 部会は、部会長が招集する。
- 11 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。
- 12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。
 - (1) 子ども部会 子ども家庭部子育て支援課
 - (2) 高齢者・介護保険部会 福祉部介護保険課
 - (3) 障害者部会 福祉部障害福祉課
 - (4) 保健部会 保健衛生部生活衛生課

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月22日から施行する。

(公募委員の特例)

2 平成22年度から平成23年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民であるもののうち4名以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号の公募区民を充てる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

2 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。

3 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

2 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち3人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。

3 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち1人については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てることことができる。

4 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

2 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公

募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。

- 3 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

文京区地域福祉推進協議会 委員名簿

平成28年4月～平成30年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	会長	高橋 紘士	一般財団法人高齢者住宅財団特別顧問	
2	副会長	青木紀久代	お茶の水女子大学准教授	
3		藤林 慶子	東洋大学教授	28年度第2回まで
4		平岡 公一	お茶の水女子大学教授	29年度第1回から
5		高山 直樹	東洋大学教授	
6		高野 健人	東京医科歯科大学名誉教授	
7	団体推薦	須田 均	小石川医師会	29年度第1回まで
8		中村 宏	小石川医師会	29年度第2回から
9		金 吉男	文京区医師会	
10		志賀 泰昭	小石川歯科医師会	28年度第1回まで
11		佐藤 文彦	小石川歯科医師会	28年度第2回から
12		安東 治家	文京区歯科医師会	28年度第1回まで
13		三羽 敏夫	文京区歯科医師会	28年度第2回から
14		川又 靖則	文京区薬剤師会	
15		小野寺加代子	文京区町会連合会	29年度第1回まで
16		諸留 和夫	文京区町会連合会	29年度第2回から
17		下田 和恵	文京区社会福祉協議会	
18		水野 妙子	文京区民生委員・児童委員協議会	
19		天野 亨	文京区心身障害福祉団体連合会	
20		永井 愛子	文京区高齢者クラブ連合会	
21		大畑 雅一	文京区青少年健全育成会	
22		福永喜美代	文京区女性団体連絡会	29年度第1回まで
23		千代 和子	文京区女性団体連絡会	29年度第2回から
24		川合 正	文京区私立幼稚園連合会	
25		荒川まさ子	文京区話し合い員連絡協議会	
26		飯塚美代子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
27	右近 茂子	文京区民生委員・児童委員協議会(主任児童委員)		

番号	役職	氏名	団体名等	備考
28	団体推薦	佐々木妙子	文京区私立保育園(慈愛会保育園)	
29		佐藤 澄子	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	
30		山下美佐子	パセリの会	
31		高田俊太郎	文京地域生活支援センターあかり	
32	公募区民	黒澤摩里子	(子ども・子育て会議)	
33		高山 陽介	(子ども・子育て会議)	
34		小倉 保志	(地域包括ケア推進委員会)	
35		小野 洋子	(地域包括ケア推進委員会)	
36		尾崎 亘彦	(地域保健推進協議会)	29年度第1回まで
37		増山里枝子	(地域保健推進協議会)	29年度第2回から
38		小山 榮	(地域保健推進協議会)	
39		井出 晴郎		
40		武長 信亮		
41		鶴田 秀昭		

② 文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱(高齢者・介護保険部会)

制 定 平成17年11月14日17文介介第1114号

最終改正 平成29年4月1日28文福高第1947号改正

(設置)

第1条 文京区(以下「区」という。)における高齢者等の介護、介護予防等に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進するため、文京区地域包括ケア推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、介護保険法(平成9年法律第123号)で使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、その結果を区長に報告する。

(1) 地域包括支援センターの設置及び運営に関すること。

(2) 次に掲げる事項に関すること。

ア 地域密着型介護サービス費の額

イ 地域密着型介護予防サービス費の額

ウ 指定地域密着型サービス事業者の指定

エ 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定

オ 指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準

カ 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに、指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準

キ 指定介護予防支援事業者の指定

(3) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第5条に規定する医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画の策定及び計画の目標達成状況の評価に関すること。

(4) 認知症高齢者とその家族に対するきめ細やかな対応と継続的な支援を行うためのネットワーク構築に関すること。

(5) 前各号のほか、地域ケアの推進に関すること。

2 前項各号に掲げる事項のほか、文京区地域福祉推進協議会設置要綱(平成8年7月11日8文福福発第504号。以下「協議会要綱」という。)第8条各項に基づく、高齢者・介護保険事業計画の策定又は改定に関する事項について検討するものとする。

(委員)

第4条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員20人以内をもって構成する。

(1) 学識経験者 1人以内

(2) 地域の医療に関係する団体(医師会、歯科医師会、薬剤師会)の代表者 5人以内

(3) 介護支援専門員並びに介護サービス事業者及び介護予防サービス事業者の代表者 3人以内

(4) 地域の高齢者に関係する団体等(町会連合会、民生委員・児童委員協議会、話し合い員連絡協議会、高齢者クラブ連合会、権利擁護関係団体、第2号被保険者の雇用主)の代表者 6人以内

(5) 公募区民(第1号被保険者、第2号被保険者、介護保険サービス利用者) 5人以内

2 前項第5号に規定する委員は、別に定める文京区地域包括ケア推進委員会公募委員募集要領(18文介第1518号)により募集する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとし、委員が欠けたときにおける補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学識経験者とし、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員会に副委員長1人を置き、委員のうちから委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を主宰する。

(意見聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明、意見等を聴くことができる。

(幹事)

第9条 委員会に幹事を置く。

2 幹事は、福祉部福祉施設担当課長、福祉部高齢福祉課長、福祉部認知症・地域包括ケア担当課長、福祉部介護保険課長、保健衛生部健康推進課長の職にある者とする。

(専門部会)

第10条 委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第11条 委員会及び専門部会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 平成19年度から委員の任にある者については、第5条の規定にかかわらず任期を22年の3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 平成23年度から委員の任にある者については、第5条の規定にかかわらず、任期を平成24年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年2月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

高齢者・介護保険部会(文京区地域包括ケア推進委員会)部会員名簿

平成28年4月～平成30年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	部会長	藤林 慶子	東洋大学教授	28年度第3回まで
2		平岡 公一	お茶の水女子大学教授	28年度第5回から
3	部会員	飯塚美代子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
4		須田 均	小石川医師会	29年度第2回まで
5		中村 宏	小石川医師会	29年度第3回から
6		石川みづえ	文京区医師会	
7		岩淵 雅諭	小石川歯科医師会	28年度第1回まで
8		野村 茂樹	小石川歯科医師会	28年度第2回から
9		平井 基之	文京区歯科医師会	29年度第2回まで
10		藤田 良治	文京区歯科医師会	29年度第3回から
11		川又 靖則	文京区薬剤師会	
12		阿部 智子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
13		林田 俊弘	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
14		永井 愛子	文京区高齢者クラブ連合会	
15		荒川まさ子	文京区話し合い員連絡協議会	
16		諸留 和夫	文京区町会連合会	
17		中村智恵子	文京区民生委員・児童委員協議会	
18		下田 和恵	文京区社会福祉協議会	
19		古関 伸一	東京商工会議所文京支部	
20		菊地 正矩	公募区民	
21		小野 洋子	公募区民	
22		今井 育子	公募区民	
23	小倉 保志	公募区民		
24	梅澤 稔	公募区民		

③ 文京区地域福祉推進本部設置要綱

制 定 平成7年2月20日6文福福発第1188号

最終改正 平成28年3月11日27文福福第1758号

(設置)

第1条 文京区地域福祉保健計画(以下「地域福祉保健計画」という。)その他福祉保健に関する基本的な計画に基づき、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を、総合的及び体系的に推進するため、文京区地域福祉推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉保健計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、推進本部を統括する。
- 3 副本部長は、副区長及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、副区長、教育長の順とする。
- 4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則(平成6年3月文京区規則第10号)第4条第1項(区長、副区長及び教育長を除く。)及び第2項に規定する者をもって構成する。

(会議)

第4条 推進本部は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者に出席を求め、意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の効率的運営を図るため、推進本部の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部に付議する事案について必要な事項を検討し、その結果を推進本部に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、福祉部長の職にある者とし、幹事会を総括する。
- 5 副幹事長は、子ども家庭部長及び保健衛生部長の職にある者とし、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、子ども家庭部長、保健衛生部長の順とする。
- 6 幹事は、区職員のうちから幹事長が指名する者及び文京区社会福祉協議会事務局次長とする。
- 7 幹事会は、幹事長が招集する。
- 8 その他幹事会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(専門部会及び分科会)

第6条 幹事長は、地域福祉保健計画の見直し又は改定に当たり、専門的事項について検討を行うため、幹事会の下に専門部会及び分科会を置くことができる。

- 2 専門部会及び分科会に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

文京区地域福祉推進本部 本部員名簿

平成30年3月現在

	役職	氏名	職名
1	本部長	成澤 廣修	区 長
2	副本部長	瀧 康弘	副区長
3	//	南 新平	教育長
4	本部員	吉岡 利行	企画政策部長
5	//	渡部 敏明	総務部長
6	//	八木 茂	危機管理室長
7	//	林 顕一	区民部長
8	//	田中 芳夫	アカデミー推進部長
9	//	須藤 直子	福祉部長
10	//	椎名 裕治	子ども家庭部長
11	//	石原 浩	保健衛生部長
12	//	中島 均	都市計画部長
13	//	中村 賢司	土木部長
14	//	松井 良泰	資源環境部長
15	//	鵜沼 秀之	施設管理部長
16	//	山本 育男	会計管理者
17	//	久住 智治	教育推進部長
18	//	野田 康夫	監査事務局長
19	//	佐藤 正子	区議会事務局長
20	//	加藤 裕一	企画政策部参事企画課長事務取扱
21	//	新名 幸男	企画政策部財政課長
22	//	久保 孝之	企画政策部広報課長
23	//	石嶋 大介	総務部総務課長
24	//	松永 直樹	総務部職員課長

文京区地域福祉推進本部幹事会 幹事名簿

平成30年3月現在

	役職	氏名	職名
1	幹事長	須藤 直子	福祉部長
2	副幹事長	椎名 裕治	子ども家庭部長
3	//	石原 浩	保健衛生部長
4	幹事	加藤 裕一	企画政策部参事企画課長事務取扱
5	//	瀬尾かおり	総務部ダイバーシティ推進担当課長
6	//	橋本 淳一	総務部防災課長
7	//	木幡 光伸	福祉部福祉政策課長
8	//	五木田 修	福祉部福祉施設担当課長
9	//	榎戸 研	福祉部高齢福祉課長
10	//	真下 聡	福祉部認知症・地域包括ケア担当課長
11	//	中島 一浩	福祉部障害福祉課長
12	//	渡邊 了	福祉部生活福祉課長
13	//	宇民 清	福祉部介護保険課長
14	//	細矢 剛史	福祉部国保年金課長
15	//	畑中 貴史	福祉部高齢者医療担当課長
16	//	鈴木 裕佳	子ども家庭部子育て支援課長
17	//	大川 秀樹	子ども家庭部幼児保育課長
18	//	宮原佐千子	子ども家庭部子ども施設担当課長
19	//	多田栄一郎	子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
20	//	浅川 道秀	保健衛生部生活衛生課長
21	//	境野 詩峰	保健衛生部健康推進課長
22	//	渡瀬 博俊	保健衛生部参事予防対策課長事務取扱
23	//	内藤 剛一	保健衛生部保健サービスセンター所長
24	//	熱田 直道	教育推進部学務課長
25	//	植村 洋司	教育推進部教育指導課長
26	//	矢島 孝幸	教育推進部児童青少年課長
27	//	安藤 彰啓	教育推進部教育センター所長
28	//	田口 弘之	文京区社会福祉協議会事務局次長

1) 検討経過

① 地域福祉推進協議会

	開催日	主な議題
1	平成28年4月21日(木)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	平成28年8月2日(火)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	平成29年2月7日(火)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	平成29年5月12日(金)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	平成29年7月27日(木)	・新たな地域福祉保健計画の基本理念・基本目標について
6	平成29年8月31日(木)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
7	平成29年12月21日(木)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	平成30年2月6日(火)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画について

② 高齢者・介護保険部会(地域包括ケア推進委員会)

	開催日	主な議題
1	平成28年5月20日(金)	・平成28年度高齢者等実態調査(概要)について
2	平成28年7月7日(木)	・平成28年度高齢者等実態調査に係る調査項目(案)について
3	平成28年9月9日(金)	・平成28年度高齢者等実態調査に係る調査項目について
4	平成28年12月14日(水)	・平成28年度文京区高齢者等実態調査報告書概要版(案)について
5	平成29年3月24日(金)	・平成28年度高齢者等実態調査報告書について
6	平成29年5月31日(水)	・新たな高齢者・介護保険事業計画の策定について
7	平成29年7月7日(金)	・高齢者等実態調査から見た現状と課題及び今後の方向性について ・新たな高齢者・介護保険事業計画の策定に向けた主な委員意見について
8	平成29年8月25日(金)	・高齢者・介護保険事業計画の策定について ・地域包括ケアシステムの深化・推進について
9	平成29年10月26日(木)	・高齢者・介護保険事業計画中間のまとめについて
10	平成29年12月19日(火)	・高齢者・介護保険事業計画中間のまとめについて
11	平成30年1月19日(金)	・高齢者・介護保険事業計画最終案について

③ 地域福祉推進本部

	開催日	主な議題
1	平成28年4月13日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	平成28年7月20日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	平成28年8月24日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
4	平成29年1月24日(火)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
5	平成29年4月26日(水)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
6	平成29年7月12日(水)	・新たな地域福祉保健計画の基本理念・基本目標について
7	平成29年8月22日(火)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
8	平成29年11月10日(金)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
9	平成30年1月30日(火)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画について

④ 地域福祉推進本部幹事会

	開催日	主な議題
1	平成28年4月5日(火)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	平成28年7月14日(木)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	平成29年1月13日(金)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査結果について ・平成29年度の計画検討スケジュールについて
4	平成29年3月24日(金)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	平成29年4月11日(火)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
6	平成29年6月26日(月)	・新たな地域福祉保健計画の基本理念・基本目標について
7	平成29年8月7日(月)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
8	平成29年10月25日(水)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
9	平成30年1月23日(火)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画について

3) 計画策定に関する区民意見の収集状況

本計画の策定に当たっては、「中間のまとめ」について、パブリックコメント(意見募集)と区民説明会を実施しました。

① 周知方法

区報特集号の発行(平成29年12月5日号)、区ホームページの掲載、区内関係窓口での供覧等の方法により周知しました。

② パブリックコメントの実施

意見の募集期間 平成29年12月5日(火)～平成30年1月9日(火)
意見の提出者数 19人

③ 区民説明会

開催日及び場所 平成29年12月11日(月) 文京福祉センター江戸川橋
12月13日(水) 不忍通りふれあい館
12月15日(金) 駒込地域活動センター
12月17日(日) 文京シビックセンター
参加者数 延べ8人

2

第7期介護保険制度の主な改正のポイント

1) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

保険者機能の強化

市区町村が、保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に取り組むように、計画への記載、適切な指標による実績評価、インセンティブの付与などが制度化されます。

福祉用具の貸与価格の上限額設定 平成30年10月から

福祉用具ごとの貸与価格に上限額が設定されます。また、利用に当たり、事業者と全国平均の両方の貸与価格の提示と福祉用具の機能の説明が義務付けられます。

居宅介護支援事業者の指定権限の移譲 平成30年4月から

居宅介護支援事業者の指定権限が、都道府県から市区町村に移譲されます。

2) 医療と介護の連携の推進等

新たな介護保険施設の創設

今後、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供する「介護医療院」が創設され、現行の「介護療養病床」や「病院、診療所」からの転換が見込まれています。

3) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

地域共生型サービスの位置づけ

高齢者と障害者児が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置付けられます。

4) 介護保険制度の持続可能性の確保

現役世代並みの所得のある方の利用者負担割合の見直し 平成30年8月から

世代間・世代内の公平性を確保しつつ制度の持続性を高めるため、2割負担者のうち一定以上所得層の負担割合が3割となります。

3

日常生活圏域一覽

富坂地区

町	丁目	番
後楽	1~2丁目	全域
春日	1丁目	全域
	2丁目	1~7、9~26
小石川	1~4丁目	全域
	5丁目	1~4、8~17、20~41
白山	1丁目	1、2、5~8、11~14、16~22、30~37
	2~5丁目	全域
千石	1~4丁目	全域
水道	1丁目	1、2、11、12
小日向	4丁目	1~2
大塚	3丁目	31~44
	4丁目	1、2(6~14)、3(5~11)、4(1~3)
西片	1丁目	19
本駒込	2丁目	9(7~17)、10~11、29
	6丁目	1~12

大塚地区

町	丁目	番
春日	2丁目	8
小石川	5丁目	5~7、18~19
水道	1丁目	3~10
	2丁目	全域
小日向	1~3丁目	全域
	4丁目	3~9
大塚	1~2丁目	全域
	3丁目	1~30
	4丁目	2(1~5、15)、3(1~4、12)、4(4~12)、5~53
	5~6丁目	全域
関口	1~3丁目	全域
目白台	1~3丁目	全域
音羽	1~2丁目	全域

本富士地区

町	丁目	番
白山	1丁目	3、4、9、10、15
本郷	1~7丁目	全域
湯島	1~4丁目	全域
西片	1丁目	1~18、20
	2丁目	全域
向丘	1丁目	1~6、16~20
	2丁目	1~10、11(1~5)、13(8~21)
弥生	1~2丁目	全域
根津	1~2丁目	全域

駒込地区

町	丁目	番
白山	1丁目	23~29
向丘	1丁目	7~15
	2丁目	11(6~14)、12、13(1~7)、14~39
千駄木	1~5丁目	全域
本駒込	1丁目	全域
	2丁目	1~8、9(1~6、18~33)、12~28
	3~5丁目	全域
	6丁目	13~25

4

高齢者・介護保険関係施設等一覧

☆ 高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)

番号	名 称	所在地	電話番号
1	高齢者あんしん相談センター 富坂	白山5-16-3	03-3942-8128
2	高齢者あんしん相談センター 富坂分室	小石川2-18-18	03-5805-5032
3	高齢者あんしん相談センター 大塚	大塚4-50-1	03-3941-9678
4	高齢者あんしん相談センター 大塚分室	音羽1-15-12	03-6304-1093
5	高齢者あんしん相談センター 本富士	湯島4-9-8	03-3811-8088
6	高齢者あんしん相談センター 本富士分室 ※	本郷2-21-3	03-3813-7888
7	高齢者あんしん相談センター 駒込	千駄木5-19-2	03-3827-5422
8	高齢者あんしん相談センター 駒込分室	本駒込2-28-10	03-6912-1461

※本富士分室は、平成30年度中に旧向丘地域活動センター跡地(西片2-19-15)に移転予定です。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
グッドライフケア24		小石川2-19-1林田ビル1階	03-3868-2875

夜間対応型訪問介護【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
ジャパンケア小石川		小石川2-12-5ライオンズマンション 小石川シティ101	03-5805-1650

▲ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

番号	名 称	所在地	電話番号
9	特別養護老人ホーム 文京白山の郷	白山5-16-3	03-3942-1887
10	特別養護老人ホーム 文京くすのきの郷	大塚4-18-1	03-3947-2801
11	特別養護老人ホーム 洛和ヴィラ文京春日 (地域密着型特別養護老人ホーム 併設)	春日1-9-21	03-5804-6511
12	特別養護老人ホーム 文京千駄木の郷	千駄木5-19-2	03-3827-5420
13	特別養護老人ホーム ゆしまの郷	湯島3-29-10	03-3836-2566

▲ 介護老人保健施設(老人保健施設)

番号	名 称	所在地	電話番号
14	介護老人保健施設ひかわした	千石2-1-6	03-5319-0780
15	龍岡介護老人保健施設	湯島4-9-8	03-3811-0088
16	介護老人保健施設 音羽えびすの郷	音羽1-22-14	03-3941-0165

▲ 介護療養型医療施設(療養病床)

番号	名 称	所在地	電話番号
17	慈愛病院	本郷6-12-5	03-3812-7360

▲ 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)

番号	名 称	所在地	電話番号
18	アズハイム文京白山	白山4-36-13	03-3943-6105
19	アリア文京大塚	大塚4-46-5	03-5319-3685
20	介護付き有料老人ホーム 杜の癒しハウス文京関口	関口1-14-12	03-5227-8835
21	クラーチ・エレガント本郷	向丘2-2-6	0120-243-658
22	トラストガーデン本郷	向丘2-2-6	03-5805-7420
23	介護付有料老人ホーム クラシックガーデン文京根津	根津2-14-18	03-5815-4665
24	ネクサスコート本郷	本郷3-4-1	03-5842-5708
25	アリア文京本郷	湯島2-21-15	0120-17-1165

■ 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)[地域密着型サービス]

番号	名 称	所在地	電話番号
26	グループホーム白山みやびの郷	白山2-29-9	03-3818-2212
27	グループホーム文京あやめ	小日向1-23-20	03-5940-0751
28	泉湧く憩いの家	千石2-31-9	03-3942-0561
29	文京ひかりの里	本駒込5-66-5	03-5832-6332
30	のんびり家	向丘1-16-26	03-3817-0876
31	お寺のよこ	向丘2-38-5	03-3822-0028
32	グループホーム いくつか星	小石川5-11-8	03-3868-3533

■ 認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)[地域密着型サービス]

番号	名 称	所在地	電話番号
33	文京白山高齢者在宅サービスセンター	白山5-16-3	03-3942-8225
34	泉湧く憩いの家	千石2-31-9	03-3942-0561
35	株式会社ケアサービス デイサービスセンター文京千石	千石3-29-16 パルム星101	03-5940-7215
36	文京くすのき高齢者在宅サービスセンター	大塚4-18-1	03-3947-2801
37	文京千駄木高齢者在宅サービスセンター	千駄木5-19-2	03-3827-5421
38	文京本郷高齢者在宅サービスセンター	本郷4-21-2	03-3816-2317
39	デイサービスセンター ゆしまの郷	湯島3-29-10	03-3836-3526
40	グループホーム 白山みやびの郷	白山2-29-9	03-3818-2212

■ 小規模多機能型居宅介護【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
41	小規模多機能型居宅介護 いきいき礪川	小石川2-16-1	03-5840-9803
42	ジャパンケアいきいき小日向	小日向2-8-15-2階	03-6902-5321
43	ユアハウス弥生	弥生2-16-3	03-5840-8652

■ 看護小規模多機能型居宅介護【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
44	千石にじの家	千石4-1-2	03-6304-1822

■ 地域密着型通所介護(デイサービス)【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
45	リハビリ・デイサービス 虎SUN	白山5-18-11 草柳ビル1階	03-6912-1840
46	リハビリ・デイサービス 虎SUN動坂店	本駒込4-42-11 サクラ文京ビル1階	03-5842-1356
47	文京区介護予防拠点 いきいき礪川	小石川2-16-1	03-5840-9828
48	GENK INE X T 茗荷谷	小石川5-21-5	03-3868-0936
49	あしつよ・文京	春日2-13-1 芳文堂ビル7階	03-6801-6402
50	デイサービスセンターファンライフ文京	千石3-13-11-102	03-6912-0355
51	信和リハビリデイサービス 千石	千石4-16-2 小林ビル101	03-6902-9880
52	ジャパンケアいきいき西原 (平成30年3月31日廃止予定)	千石4-34-22	03-3941-1651
53	レコードブック千石	千石4-38-10 馬場ビル1階	03-6902-5977
54	MEDICAL PRO SPORTS 介護デイサービス 教育の森	大塚3-20-7 清水ビル1階	03-6902-9568
55	MEDICAL PRO SPORTS 介護デイサービス	大塚4-12-10 橋本ビル1階	03-6902-9270
56	リハビリ道場	大塚6-27-6 グリーンハウス	03-3943-3408
57	一面堂 千石ステーション	本駒込2-14-8 スペースコジマ1階	03-5940-2772
58	リハビリデイサービスnagomi文京動坂店	本駒込4-43-1	03-5809-0753
59	いきいきらいふSPA駒込	本駒込5-72-1	03-3943-8778
60	デイサービスあいら文京	千駄木2-8-6	03-5834-1577
61	デイサービスだるま	千駄木3-42-16	03-3823-7705
62	グリーンデイ 千駄木	千駄木4-16-2 ヴィルヌーヴ千駄木1階	03-5834-7470
63	デイサービス・本郷倶楽部	向丘1-20-6ファミリー本郷105	03-5842-6237
64	デイサービス追分	向丘2-9-10	03-3815-0955
65	文京区介護予防拠点 いきいき森川	本郷6-10-6	03-5840-6547
66	レッツ倶楽部 慈愛	本郷6-12-5	03-6240-0936
67	ゆらら デイサービス	水道2-10-17	03-6912-0069

● 通所リハビリテーション(デイケア)

番号	名 称	所在地	電話番号
68	須田整形外科クリニック	後楽2-23-15	03-3811-0881
69	介護老人保健施設 ひかわした	千石2-1-6	03-5319-0780
70	杉山クリニック デイケア	千石2-13-13	03-3944-5941
71	龍岡介護老人保健施設	湯島4-9-8	03-3811-0088

● 通所介護(デイサービス)

番号	名 称	所在地	電話番号
72	文京白山高齢者在宅サービスセンター	白山5-16-3	03-3942-8225
73	ジャパンケアいきいき小日向・デイサービスセンター	小日向2-8-15	03-6902-5361
74	デイサービスセンターなごやか千石	千石4-18-1	03-5940-6816
75	文京くすのき高齢者在宅サービスセンター	大塚4-18-1	03-3947-2801
76	文京大塚高齢者在宅サービスセンター	大塚4-50-1	03-3941-6760
77	ベストリハ早稲田	関口1-35-17 山水ビル1階	03-5155-2830
78	ジム・デイサービス夢楽白山	白山1-33-18-1階	03-6240-0945
79	文京昭和高齢者在宅サービスセンター	本駒込2-28-31	03-5395-2376
80	デイサービスヨウコー駒込	本駒込5-32-8	03-5834-1620
81	文京千駄木高齢者在宅サービスセンター	千駄木5-19-2	03-3827-5421
82	文京向丘高齢者在宅サービスセンター	向丘2-22-9	03-5814-1531
83	文京本郷高齢者在宅サービスセンター	本郷4-21-2	03-3816-2317
84	文京湯島高齢者在宅サービスセンター	湯島2-28-14	03-3814-1898
85	神楽坂介護リハビリセンター	関口1-2-3 正美堂ビル1F	03-5227-1070

☆ 老人福祉センター

番号	名 称	所在地	電話番号
86	文京福祉センター江戸川橋	小日向2-16-15	03-5940-2901
87	文京福祉センター湯島	本郷3-10-18	03-3814-9245

△ シルバーピア

番号	名 称	所在地	電話番号
88	シルバーピアはくさん	白山2-17-3	—
89	シルバーピアはくさん台	白山4-31-4	—
90	シルバーピア千石	千石3-36-11	—
91	シルバーピア千石二丁目	千石2-26-3	—
92	シルバーピアおおつか	大塚4-18-1	—
93	シルバーピア坂下通り	大塚5-14-2	—
94	シルバーピア湯島	湯島3-2-3	—
95	シルバーピア向丘	向丘2-22-9	—
96	シルバーピア根津	根津1-15-12	—

☆ シルバーセンター

番号	名 称	所在地	電話番号
97	シルバーセンター	春日1-16-21文京シビックセンター4階	03-5803-1113

☆ その他

番号	名 称	所在地	電話番号
98	シルバー人材センター	春日1-16-21文京シビックセンター4階	03-3814-9248

文京区高齢者・介護保険関係 施設マップ



ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画

高齢者・介護保険事業計画

(平成30年度～平成32年度)

平成30年(2018年)3月発行

発行/文京区

編集/福祉部介護保険課

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

03-5803-1389(直通)

<http://www.city.bunkyo.lg.jp/>

印刷物番号 F0117085

頒布価格 1,300円